

岩手県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡田野畑村切牛109番1の一部、109番2の一部、110番1、110番7の一部、110番36、187番1の一部、187番2の一部、189番1、189番2、189番4及び190番1の一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社